

## よくある質問（FAQ）

令和4年6月10日時点 Ver1.版から令和4年6月13日時点 Ver.1 版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

※今後、国のGoToトラベル事業が再開された場合、商品下限額や併用条件などについて、記載内容に変更が生じる可能性があります。

### <対象の旅行者・宿泊施設>

（Q1）利用したい旅行者や宿泊施設が対象となっているかどのように確認できますか？

（A1）6月10日正午以降、サイトに各登録事業者等の名称・問い合わせ先等の一覧を掲載する予定ですので、そちらをご確認ください。なお、各登録旅行者等は準備出来次第の販売開始となります。サイト上の販売状況検索と併せて具体的な販売開始日等は各登録事業者等に直接お問い合わせください。

（Q2）今後、旅行者や宿泊施設が追加される可能性はありますか？

（A2）ございます。最新の情報を特設サイトでご確認の上、各登録旅行者等へお申し込みください。

### <対象期間>

（Q1）販売開始の6月10日より前に対象期間（令和4年6月10日～令和4年7月31日）の旅行を申し込んでいます。助成の対象となりますか？

（A1）対象外です。6月10日以降にご予約申込が成立した旅行が対象となります。

（Q2）対象期間（令和4年6月10日～令和4年7月31日）より前に旅行に行きました。遡及して対象となりますか？

（A2）対象外です。令和4年6月10日以降に販売され、且つ、令和4年6月10日から令和4年7月31日までの旅行が対象となります。

（Q3）いつまでの旅行が対象ですか？

（A3）令和4年6月10日以降に販売され、且つ、令和4年6月10日から令和4年7月31日までの旅行が対象となります。

ただし、宿泊の場合は令和4年8月1日チェックアウト分を含みます。

（Q4）予算が無くなったら事業は終了するのでしょうか？

（A4）予算が無くなり次第事業は終了となります。各登録旅行者等に対して事前に予算の配分を

行うため、各事業者の配分枠が無くなり次第、販売終了となります。

### <都内在住要件>

(Q1) どのように都民であることを確認するのですか？

(A1) 予約時と旅行時(宿泊施設等でのチェックイン時など)に現住所が確認できる証明書等により、確認します。旅行に参加する全ての都民の方の証明書等を確認します。

※ 身分証明書として利用可能な証明書等は、こちらをご確認ください。

#### 【予約時】

WEB サイトでの予約時には、入力していただいた住所で確認します。

旅行会社窓口での予約時には、代表者等の現住所が確認できる証明書等で確認します。

電話での予約の際には、現住所が確認できる証明書等をメール又はFAX等で頂き、確認します。

#### 【旅行時】

日帰り旅行の場合は、添乗員・ガイド等がバス等乗車前に現住所が確認できる証明書等により、確認します。

また、宿泊施設を利用する場合は宿帳、利用者台帳などに記載していただく際等に、現住所が確認できる証明書等により確認します。

### ○住所の確認方法について

(証明書の提示) ※いずれも参加者名及び住所が併記されている場合

旅行当日は、必ず本人確認書類をご持参ください。代表者のみの証明書等ではなく、旅行に参加される都民全員の証明書等が必要です。(確認が取れない場合、助成の対象とはなりません。)

※予約時に旅行業者で、全員の住所確認及びワクチン接種歴等が確認できた場合、旅行業者は「利用申込書」の「旅行業者等記入欄」を記入の上、利用者に渡してください。利用者は**旅行業者記入済みの**「利用申込書」を旅行時に提出すれば、旅行時の住所確認及びワクチン接種歴等の確認は不要です。

(Q2) 『新型コロナウイルスワクチン予防接種済証』の住所欄で、都内在住であることを確認してもらえますか？

(A2) 『新型コロナウイルスワクチン予防接種済証』は、身分証明書ではないので居住地確認には使用できません。

(Q3) 旅行予約時点では、都内に在住していたが、旅行当日には都外へ転居した場合、助成の対象になりますか？

(A3) 対象外です。本事業は、都民が都内を旅行する商品が対象ですので、あくまで予約時と利用時点で都民であることが必要です。

(Q4) 団体の場合は代表者が都民であればいいのでしょうか？

(A4) 対象となるのは都内在住の方のみです。参加者全員から身分証明書等の提示を受けるなどして都民であることを確認します。

(Q5) 都内に居住していますが、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）に記載の住所が都外の場合、支援対象となりますか。

(A5) 都内に居住している事が証明できる本人確認書類が必要のため、支援の対象外となります。

#### <利用申込書>

(Q1) 利用申込書は、事前に記入して持参する必要がありますか？

(A1) 利用申込書は、宿泊施設等がチェックイン時等にお渡ししますので、そちらにご記入ください。なお、スムーズなチェックインにご協力いただくため、HP に様式を掲載しておりますので、事前にご記入の上持参いただくことを推奨します。

#### <ワクチン接種・検査陰性の確認>

(Q1) 複数泊の場合、ワクチン接種証明や検査結果通知書はその都度提示が必要ですか？

(A1) 同じ宿泊施設に連泊する場合は、2泊目以降の提示・確認は不要です。ただし、宿泊施設を変えて複数泊する場合は、一連の旅行であったとしても、各施設にチェックインするたびに提示・確認が必要です。

(Q2) 宿泊当日に確認書類（接種証等）の持参を忘れました。自己申告や後日提出でも問題ないでしょうか？

(A2) 確認書類の持参を忘れた際に自己申告いただいても、助成対象にはなりません。また、書類の後日提出も不可となります。なお、原本の写し（コピー）やスマートフォン等で撮影した写真で確認ができれば対象となりますので、あらかじめご準備いただくことを推奨します。

(Q3) ワクチン接種歴又は陰性の検査結果の確認が不要となる場合はありますか？

(A3) 同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者については確認不要です。

(Q4) ワクチンの3回目接種をしてから数日しかたっていないのですが、助成対象になりますか？

(A4) 3回接種後の経過日数について条件は設けていないため、接種済証等で3回接種の確認ができれば対象となります。

(Q5) 予約日時点でワクチンを2回接種しており、利用開始日までには3回接種完了となる予定です。助成対象となりますか？

(A5) 利用開始日に接種済証等で3回接種の確認ができれば対象となります。なお、利用開始日ま

でに接種ができない場合は、有効期限内の陰性証明（検査結果通知書）を提示いただければ対象となります。

（Q6）PCR 検査等の陰性証明（検査結果通知書）について、有効期限などはありますか？

（A6）PCR 検査・抗原定量検査の場合は確認日（利用開始日）の 3 日前以降、抗原定性検査の場合は前日又は当日の検体採取による検査結果が陰性であることが条件です。

（Q7）外国でワクチン接種した場合の接種証明は使用できますか？

（A7）外国で受けたワクチンでも、発行国・地域を問わず、以下の URL に記載の内容をすべて満たす証明書であれば有効です（※英語・日本語以外は翻訳が添付されているもの）。

（「海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について」URL）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate\\_to\\_Japan.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.pdf)

（Q8）PCR の簡易キット検査でも証明となりますか？

（A8）対象となる検査は、簡易キット検査かどうかは問わず、PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査が対象です。ただし、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、検査方法、検査所名、検査日、検査管理者氏名、有効期限が記載されている陰性証明（検査結果通知書）を提示してください。念のため、検査機関には事前にご確認をお願いします。

（Q9）検査費用は割引対象になりますか？

（A9）宿泊を伴うツアーや宿泊商品に検査費用が含まれる場合は、割引の対象になります。

（Q10）旅行者・宿泊者全員の本人確認及びワクチン接種・検査陰性の確認が必要ですか？

（A10）割引を適用する利用者全員の確認が必要です。確認ができない場合は割引適用外となります。

（Q11）検査結果が陽性の方の対応について教えていただけますか？

（A11）保健所に連絡の上、保健所の指示に従ってください。

（Q12）接種時に交付される書面を紛失してしまったのですが、どうすればよいですか？

（A12）デジタル庁の接種証明書アプリにより接種証明書を取得してください。アプリによる取得が難しい場合は、お住まいの区市町村で書面の再発行についてご相談ください。

（Q13）新型コロナウイルスワクチン 3 回接種済の方と、未接種の方（検査受検なし）が同一グループで宿泊する場合の割引対象はどうなりますか？

(A13) 割引適用の条件を満たす方（この場合はワクチン3回接種済の方）のみ、割引対象となります。なお、この場合においても、割引対象外となる方も含めたグループ内の1人1泊あたりの宿泊料金が6,000円以上であることが前提となります。

(Q14) ワクチン接種証明書や検査結果通知書はいつ提示が必要ですか？

(A14) 予約時に旅行業者が確認できない場合は、以下の対応をお願いします。

【添乗員付きツアーをご利用の場合】

集合場所にて添乗員にご提示ください。

【添乗員のつかない宿泊旅行の場合】

宿泊施設チェックインの際に、フロントでご提示ください。

【添乗員のつかない日帰り旅行の場合】

集合場所にてスタッフ等にご提示ください。

【宿泊施設へ直接ご予約の場合】

チェックインの際に、フロントでご提示ください。

※予約時に旅行業者で、全員の住所確認及びワクチン接種歴等が確認できた場合、旅行業者は「利用申込書」の「旅行業者等記入欄」を記入の上、利用者に渡してください。利用者は「利用申込書」を旅行時に提出すれば、旅行時の住所確認及びワクチン接種歴等の確認は不要です。

### <子供の上乗せ助成>

(Q1) 子供の上乗せ助成の対象者（子供）とは何歳までを指すのでしょうか？

(A1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方（平成16年4月2日以降に生まれた方）を指します。

(Q2) 年齢の確認はどのように行うのですか？

(A2) 都内在住要件を確認する際に、年齢を確認できる身分証明書等により確認します（マイナンバーカードや健康保険証の提示も有効です。身分証明書として利用可能な証明書等はこちらをご覧ください。

なお、上乗せ助成を受ける方全員に対して年齢確認を行います。

(Q3) 年齢要件を満たせば、必ず上乗せ助成が受けられるのですか？

(A3) 全ての事業者・旅行商品等が対応しているわけではありません。あらかじめ、子供に対する上乗せ助成に対応した旅行商品であることを確認した上でお申し込みください。なお、もっとTokyoウェブサイトを取扱施設・旅行会社の検索が可能ですが、当該施設等が取り扱う全てのプランが上乗せ助成に対応しているとは限りませんので、ご注意ください。

(Q4) 利用日時点で18歳ですが、来年3月までに19歳になります。子供に対する上乗せ助成の

対象になりますか？

(A4) 対象外です。子供に対する上乗せ助成は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方（平成16年4月2日以降に生まれた方）が対象です。

(Q5) 現在17歳で都内に住んでいますが、住民票の住所は都外の実家となっています。子供に対する上乗せ助成の対象になりますか？

(A5) 都内在住であることが身分証明書等で確認できなければ対象となりません。

(Q6) 助成対象となる子供と同行者（大人）とは、血縁関係にある必要がありますか？

(A6) 同行者との間に血縁関係がある必要はありません。

(Q7) 子供だけのグループで利用する時も上乗せ助成の対象になりますか？

(A7) 対象となります。また、血縁関係にある必要はなく、友人同士の旅行なども上乗せ助成の対象となります。

(Q8) 宿泊の旅行で、子供の割引前の価格が6,000円の場合、上乗せ後の助成金額はいくらになるのでしょうか？

(A8) 5,000円の割引に1,000円の子供の上乗せ助成が加わって6,000円の助成となり、旅行代金は0円になります。

(Q9) 子供料金が設定されており、大人2人（1人当たり10,000円）と子供1人（4,000円）で宿泊旅行する場合には、どうなりますか？

(A9) 子供料金が設定されており、その子供料金が1人当たりの旅行代金が基準額を満たさない場合には、全員の旅行代金を利用人数で割っていただき、1人当たりの平均旅行代金が基準額（宿泊：6,000円以上 日帰り：3,000円以上）に達していれば、3人分の助成となります。

また、旅行代金の総額を利用人数で割っていただいた結果、平均の旅行代金が基準額に達していない場合は、旅行代金の1人当たりの内訳が確認出来る場合に限り、基準額を達している利用人数分が助成対象となります。

ただし定額の助成（宿泊：5,000円 日帰り 2,500円）に子供の上乗せ助成を行った場合の合計助成額は、割引前の価格を上限とします。

（例）

① 大人2人（1人当たり6,000円）、子供1人（3,000円）の宿泊旅行の場合

⇒『旅行代金総額：15,000円』÷「3人（利用人数）」＝1人当たり5,000円（平均額）

この場合、平均額は基準額に達していませんが、大人の旅行代金が基準額に達しているため、「大人2人分」が助成の対象となります。

15,000円（旅行代金総額）－10,000円（2人分の助成金額）＝5,000円（支払額）

② 大人2人（1人あたり 10,000 円）、子供1人（4,000 円）の宿泊旅行の場合

⇒『旅行代金総額：24,000 円』÷「3人（利用人数）」＝1人あたり 8,000 円（平均額）

この場合、基準額に達しているため3人分が助成の対象となります。

また、定額の宿泊助成のみで助成額の上限（子供の割引前の価格：4,000 円）に達しているため、子供の上乗せ助成は0円となります。

24,000 円（旅行代金総額）－15,000 円（3人分の助成金額）＝9,000 円（支払額）

③ 大人2人（1人あたり 9,000 円）、子供1人（5,700 円）の宿泊旅行の場合

⇒『旅行代金総額：23,700 円』÷「3人（利用人数）」＝1人あたり 7,900 円（平均額）

この場合、基準額に達しているため3人分が助成の対象となります。

また、合計助成額の上限は割引前の価格となるため、子供の上乗せ助成額については、5,700 円（割引前の価格）－5,000 円（定額の助成）＝700 円となります。また、上限により適用されなかった上乗せ分の金額（300 円）を大人の定額助成にプラスすることはできません。

23,700 円（旅行代金総額）－15,000 円（3人分の助成金額）－700 円（子供の上乗せ助成）＝8,000 円（支払額）

## <旅行代金>

（Q1）助成額は定額ですか？

（A1）そのとおりです。宿泊旅行・宿泊のみの場合は1人1泊あたり5,000円、日帰り旅行の場合は1人1回あたり2,500円です。また、子供（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方）に対しては1,000円上乗せで助成いたします。ご予約の際は、もっと Tokyo の割引対象商品か、子供に対する上乗せ助成が適用されるか、あらかじめご確認の上お申し込みください。旅行商品によっては割引対象とならないものもございますので、ご注意ください。

（Q2）1人当たりの販売価格は税込みの価格ですか？

（A2）消費税・サービス料込みの価格です。入湯税も含まれます。

（Q3）対象となる旅行商品の価格に制限はありますか？

（A3）宿泊旅行：助成前の価格（税込）が、1人につき1泊あたり6,000円以上であることが要件です。

日帰り旅行：助成前の価格（税込）が、1人につき1回あたり3,000円以上であることが要件です。

（Q4）大人2人と、乳児（旅行代金は0円）1人の計3人で旅行する場合、助成はどのようになり

ますか？

(A4) 旅行代金がかからない乳児等は子供の上乗せ助成も含めて助成の対象になりません。上記の場合、大人2名の旅行代金に対して2名分の助成となります。

(Q5) 1部屋貸ししている宿泊(ルームチャージ:一人当たりの内訳表示がない)の場合、例えば、1部屋で20,000円の場合、1人で利用する場合、2人で利用する場合、5人で利用する場合で1人当たりの単価が異なりますが、どうなりますか？

(A5) この場合、総額を利用人数で割っていただき、1人当たりの宿泊費が基準額を満たしていれば、助成の対象となります。

<例>

① 1部屋 20,000円で2人利用の場合

⇒20,000円÷2人＝「1人当たり 10,000円」となり対象

② 1部屋 20,000円で3名利用の場合

⇒20,000円÷3人＝「1人当たり 6,666円」となり対象

③ 1部屋 20,000円で5人利用の場合

⇒20,000円÷5人＝「1人当たり 4,000円」となり対象外

※1人当たりの宿泊費が基準額を満たしていない場合には、子供の上乗せ割引も含めて対象になりません。(子供の上乗せ割引分のみで割引することはできません。)

(Q6) 都民と都外の方が同一グループで宿泊することはできますか？

(A6) 割引対象に該当する都民の方のみ、割引対象となります。

なお、この場合においても、割引対象外となる方も含めたグループ内の1人1泊あたりの宿泊料金が6,000円以上であることが前提となります。

<例>下記の4人グループで1泊する場合

・3人は利用対象に該当する都民、1人は利用対象に該当しない都外の方

・一棟28,000円のロッジに宿泊

⇒ 4人全員の合計金額を宿泊者全員の人数で割る

合計金額(28,000円) ÷ 4人 = 1人1泊あたり 7,000円

⇒ 1人1泊あたりの料金が7,000円となるため、「6,000円以上」に該当

⇒ 利用対象に該当する都民3人に対して割引を適用

<事業中止・キャンセル料>

(Q1) 事業は中止されることがありますか？

(A1) 感染症拡大に伴い、国の緊急事態宣言や都の外出自粛要請等が出された場合、事業予定期間内であっても、事業を中止または停止する場合があります。



(Q2) 事業が中止された場合、キャンセル料に伴う損害は補填されるのですか？

(A2) 補填の対象となるのは、国の緊急事態宣言や都の外出自粛要請等により事業そのものを中止・停止したことで、購入者が既に予約していた本事業の対象旅行をキャンセルし、登録旅行者等に損害が発生した場合のみです。登録旅行者等は購入者に対してキャンセル料を求めないこととし、損害のうち、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という）が必要と認める費用を、助成予定額の範囲内で財団が負担します。

(Q3) 利用予定施設で感染症拡大がみられ業務停止となった場合、本事業で補填されないのですか？

(A3) 特定の施設のみが業務停止となった場合、補填の対象外です。

(Q4) 旅行者都合によるキャンセル料は、本事業で補填されないのですか？

(A4) 自己都合によるキャンセル料の補填は本事業の対象外です。各商品を取り扱う登録旅行者等の旅行約款等による取り扱いとなります。

#### <対象となる旅行商品等>

(Q1) 日帰り旅行とはどのようなものでしょうか？

(A1) 登録旅行者等が予約・手配する交通機関（バス<貸切りバスを含む>、ハイヤー、タクシー、船舶、航空機、鉄道など）の利用又はガイドの同行があり、かつ、登録旅行者等が予約・手配する都内における食事等を予め行程に組み込んだ旅行が対象となります。なお、出発日の当日中に出発地に帰ってくることが条件となります。（前日中に出発し、船中泊又は車内泊する場合も日帰り旅行として扱います。）

(Q2) 会員制のリゾートホテル・マンションは、旅行・宿泊代金の助成支援の対象となりますか？

(A2) 旅館業法の許可を受け、かつ本事業の事業者登録が完了している施設に関しては助成の対象となります。

(Q3) 宿泊施設のデユース利用は、宿泊代金の助成対象となりますか？

(A3) デユース利用は宿泊にあたらないため、宿泊代金の助成対象とはなりません。

(Q4) キャンピングカーは旅行・宿泊代金の助成の対象となりますか？

(A4) 旅館業法の許可がないため、対象とはなりません。

(Q5) レンタカー代・マイカー利用は旅行・宿泊代金の助成支援の対象となりますか？

(A5) レンタカー代の場合には対象となりませんが、「宿泊+レンタカー」のセットプランの旅行

商品であれば助成の対象となります。なお、マイカー利用にかかる費用は対象とはなりません。

(Q6) 都県境をまたぐ周遊を含む旅行商品は対象となりますか？

(A6) 対象とはなりません。対象旅行に食事や体験等(登録旅行業者が予約・手配したものに限る。)を含めることができるのは、施設が都内の場合に限りです。

(Q7) 複数日程の旅行商品で、1日目は都内を周遊・宿泊、2日目は都県境をまたいで周遊する場合、1日目のみ対象となりますか？

(A7) 対象とはなりません。全ての行程が都内であることが必要です。

(Q8) 事前に予約した宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に酒類等を購入しチェックアウト時に支払いを行った場合の酒類の代金等、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行ったものも助成の対象となるのでしょうか。

(A8) 事前に予約を行っていたもののみが助成の対象となります。例えば、朝食付宿泊プランとして申込を行っていた場合は朝食代金も対象にふくまれますが、宿泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスについては助成の対象外となります。

(Q9) 事前に旅行会社で予約したツアーに加えて、現地で自ら食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合には、これらの食事代・観光施設入場料はいずれも旅行・宿泊代金の助成の対象になるのでしょうか？

(A9) 事前に旅行会社で予約したツアー代金部分のみが支援対象となります。食事代・観光施設入場料は、事前に予約していたツアー代金に含まれていれば対象ですが、現地で別途支払ったものは対象外となります。

(Q10) 旅行・宿泊代金を各種ポイントで支払った場合は、どのように助成額を計算しますか？

(A10) 旅行者は、既に元の旅行代金に助成が行われた後の料金を支払うため、支払方法により助成額が変わることはありません。

(Q11) 換金性の高い商品券や自社ポイント、航空マイル付の宿泊プランは助成の対象となりますか？

(A11) 旅行業者や宿泊施設が換金性の高い商品券等を付与した宿泊プランなどは、助成の対象外となります。

※いったん価格を引き上げた上で自社ポイントや航空マイルを多く付与することにより、助成の条件を満たす詐欺的行為が想定されるためです。

(Q12) 学生の修学旅行、宿泊研修などは対象ですか？

(A12) 対象となります。但し、都内発、且つ都内を宿泊地・目的地とするものが対象となります。

なお、助成の対象となるのは都内在住の学生のみとなりますので、ご注意ください。

※教育旅行とは、公立・私立の区別なく都内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）が行う学校行事。

（Q13）職場の研修旅行や親睦会の旅行などは対象ですか？

（A13）対象です。但し、都内発、且つ都内を宿泊地・目的地とするものが対象となります。また、助成の対象となるのは都内在住の方のみとなります。

（Q14）公費出張等は助成の対象となりますか？

（A14）対象となりません。

#### <その他>

（Q1）旅行者を対象の旅行商品を申し込む・利用する際に、何か事務局に対する手続きが必要ですか？

（A1）旅行者が行う事務局への申請手続きはありません。対象の旅行商品は、販売価格が既に旅行代金から助成額が割引されていますので、ご確認の上、旅行の予約をしてください。

（Q2）各登録旅行業者等は、割り当てられた予算が少なくなってきた場合、宿泊旅行の割引額を1泊5,000円から1泊2,000円に変更してもよいですか？

（A2）変更できません。本事業は宿泊1人1泊あたり5,000円、日帰り1人1回あたり2,500円の定額の支援のため、割引額も宿泊1人1泊あたり5,000円、日帰り1人1回あたり2,500円としてください。

（Q3）各登録旅行業者等は、割り当てられた予算が少なくなってきた場合、宿泊1人1泊あたり5,000円、日帰り1人1回あたり2,500円の割当数を消化することなく、子供の上乗せ1,000円のみで割引販売を行ってもよいですか？

（A3）子供の上乗せ1,000円のみでの割引販売はできません。上乗せ割引については割当数の範囲内で行ってください。

（Q4）割引額（宿泊数の上限）や利用回数等の制限はありますか？

（A4）1回の旅行の宿泊上限は、1人当たり5泊です。例えば、7泊8日の旅行の場合、5泊分の25,000円が本事業の割引額となります。利用回数に制限はありません。なお、本事業のチェックアウト日と同日にチェックインを行った場合も連泊扱いとなります。例えば、5泊6日の6日目にチェックアウトし、同日にチェックインを行った場合、6日目の宿泊分は割引の対象外となります。

(Q5) 5連泊したチェックアウト日に別のホテルにチェックインをして再度助成を受けることはできますか？

(A5) できません。再度ご利用いただく場合は同じホテル又は異なるホテルであってもチェックアウト翌日以降のご利用が助成対象となります。